

〈座談会企画〉

大学と社会を考える

—目次—

趣旨説明

口頭報告レジュメ

質疑応答

更なる問題提起

趣旨説明：何故大学を考えるのか 〈大学史の座談会が行われるに至った経緯〉

去る1月20日、Zoom上にて大学史に興味関心を持つ8名の有志によって大学史に関する研究会が行われた。これはその記録であり、残念ながら参加の叶わなかった方にも当日の議論を共有することで更なる深化を促すべく、ここに公開したく思う。

さて、本研究会を行うに至った経緯であるが、直接の契機は実のところ昨年10月に発覚した日本学術会議任命拒否問題にある。これを受けて本学の文学部・人文社会系研究科の教員が主体となり、「文学部ラボ：学問と社会の現在とこれからの考える」が開講されるに至り、人文諸学の第一線に立つ研究者が自身の視角から学問と社会の関係を問うてきた。しかし、我が国の研究状況に於いて西洋大学史の研究は極めて周縁的な位置づけにあることから、学問と社会の関係を問う為の歴史的な前提が広く共有されてはいないと言わざるを得ない。それ故、「学問の自由」はともすれば所与のものとして想定されていた。しかし、問題の発覚以前より近世ドイツの大学を研究対象としてきた身からすると、この問題は歴史的な視角からも問うべきものであるように思われた。「学問の自由」と呼ばれるものは、実際のところ何なのか。

学問と社会、時の政治権力との関係は如何なる歴史的過程を経て形成されてきたのか。

本学日本史学研究室の谷川みらい氏の呼びかけにより、本誌「人文×社会」が創刊される運びとなったことは、僥倖であった。学生が主体となって文学部を貫くような紀要雑誌を編むことで、各研究領域の交流を深化させ大学の「自治」を支える体力を付けるという目論見は、社会に対する実践の意味でも魅力的であったが、大学史の研究者である私にとっては、多くの人間が学問や大学と社会の関係に熱い視線を注ぎ、議論をする場が整備されるということが何よりの魅力であった。

実際のところ、ヨーロッパに大学が成立して以来、大学と社会の間には数多の問題が存在していた。それ故、今日の大学・社会間の問題を考える上で、大学史の知見は何らかの参照軸を提供するものとなるだろう。そしてその知見は、歴史家のみならず諸人文学の研究者にとっても何らかの意味を持つだろう。

この様な経緯と目論見から私は、人文系の諸研究者に開かれた本誌にて大学史の座談会を企画した。勿論、参加者各位が同じスタンスから座談会に臨んだわけではないが、だからこそ様々な角度から極めて活発に議論が為されたと言えるだろう。諸研究者各位が学問と社会の関係を論ずる際に、何らか有益なものをこの報告から得られれば幸いである。

今回は特に、大学と領域的枠組の関係を中心に問うこととしたが、質疑応答では、必ずしもテーマに絞られないやり取りが為されている。参加された諸研究者からの鋭い質問は、今日の大学と社会の関係或いは大学が担ってきた歴史的な役割を問う上で、何れも重要な視座を提供するものであった。また、時間的制約から惜しくも扱うことの叶わなかった諸問題についても別途付記してある。

(望月 滯)

問題提起：大学と領域的枠組

望月 滢

0. 導入

20/12/19 文学部ラボにて大学史について口頭報告¹

…フロアからの質問の一つに、「大学の universal な性格は national な枠組とどう折り合いをつける / つけてきたのか」という問

→ Q. 歴史的に大学は領邦国家や国民国家といった「領域」とどのような関係にあったのか。

歴史学的にも、アクチュアルな問題としても重要な問。

1. 近世の大学と領邦

1-1. 研究状況

S. d'Irsay [orig. 1933]² 人文主義・宗教改革に端を発する、「スコラの牙城」としての大学批判

& 公権力の大学に対する統制の強化、自宗派の為の大学創立

ex) マールブルク、イエナ、ヴェルツブルク

↓

官僚養成機関としての大学 ⇔ 在野の「学問の共和国³」？

空間的に限定された大学 ⇔ 開かれた「共和国」？

…それ故、近世に於ける大学史研究は中世や 19C のそれに比べて、注目されてこなかった。

+ 70年代以降、制度史・政治史的な視座から社会史的・表象論的な視座へ移行⁴

+ 近代大学とそれ以前の大学の断絶を強調する「フンボルト神話」の存在？

∴ 古い図式が十分に再検討されてきていない。

but 旧来の図式には幾つかの問題。

i. 古い図式が適合する近世社会の理解が、これまでの研究で大きく刷新されていること⁵。

ii. 近世の大学が有した多様性（宗派・創立者との関係・学部 etc.）が捨象

されていること。

- iii. 「フンボルト神話」の払拭と近世後期からの連続性を Paletschek [2001]⁶ が示唆していること。

→ 再検討の必要。

1-2. 領邦などの地理的枠組の有効性に関して

➤ プロテスタントの場合

P. Walter[2018]⁷

…17C に於ける Jena 大学等の研究から、大学が領邦議会に於いて等族 / 中間団体として領邦の利益と自らの既得権益を天秤に掛けつつ行動していたことを指摘。

→ 領邦君主の為の一機関ではないが、領邦という枠組は有効？

➤ カトリックの場合

・ 1520 Exsurge Domine の作成過程⁸

1517 晩秋 マインツ他大司教アルブレヒトが教皇庁にルターの 95 か条を報告

＋ マインツ大学神学部、ハレの宮廷顧問にも諮問。

1518 審問開始、ルターのローマ召喚

…アウグスブルクへの召喚に対して、ルターは Basel, Freiburg, Leuven, Paris の所見を待つべきと主張し、撤回を拒否。

1519 Leuven 大学神学部から Köln 大学神学部と Paris 大学神学部へ、ルターの著作の異端性について照会。Köln 大学は焚書すべしとの Censura を作成、Paris 大学は保留。

→ Leuven 大学と Köln 大学の Censura が後の教皇ハドリアヌス 6 世を通じて教皇庁へ⁹。

1520/4 Ingolstadt 大学の J. Eck による Leipzig に於けるルターとの討論の報告¹⁰

1520/6 Exsurge Domine これを受けて Paris 大学は Determinatio 作成、体系的に弾劾。

・ ヘンリー 8 世の離婚問題¹¹

1528 ケルン大学に、ヘンリー 8 世から多額の謝金と共にキャサリン・オ

ブ・アラゴンとの離婚の合法性に関する鑑定への依頼

→ ケルン大学は「正当な婚姻を分かち他の婚姻を結ぶことは貴方に許されていない」として、鑑定を拒否。

*ヘンリー 8 世は同様に、オックスフォード、ケンブリッジ、パリ、ポローニヤ、パドゥア、オルレアン、アンジェ、ブルージュ、トゥールーズ、シエナ、パヴィア、ナポリ、ルーヴァン、サラマンカ、アルカラ、グラナダ、ヴィッテンベルク etc. に依頼している¹²。

領邦・国家など地域的な枠組はあまり意識されていない？

← 時期的な問題？ 宗派的な問題？

… カトリックに於けるプロテスタント国法学の受容や¹³、普遍教会に立脚しているカトリック大学の公秩序観と自己認識（+中世大学からの連続性）を考えると宗派的問題か？

2. 近代の大学と国民国家¹⁴

➤ フランスの場合

18C 末… フランス革命 → 中間団体視、革命の理念に基づく大学総解体・再編

ナポレオン主導の下、国家に直接紐づく世俗的な存在として。

+ 教育目的の Faculté から区別される研究特化機関 Grandes Écoles の設置

ex) 高等師範学校

大学の位置づけ = 世俗化と専門分化、能力主義的近代に於ける集権的で効率的な生産の淵源

民衆→国家→大学というフローで、国民と国家に結び付けられる。

➤ ドイツの場合

18C ~ … 新人文主義の称揚 → 知的自由の場としての哲学部に高い地位

19C … フランス革命の余波 文化的刷新の必要

研究と教育の「知の統一」と「学問の自由」、教養市民層的理念を標榜。

→ 現代の大学にまで続く諸要素の発生

ex) 諸学の有機的統一としての大学、カリキュラムの拒否、
国家統制からの解放、ゼミの誕生 etc.

大学の位置づけ = 学問を体現する空間として。

教養市民層の涵養により、国家と民衆を架橋する効果。

cf. このような効果を目論んで大学を輸入したロシアは、国家と民衆を架橋する市民階級の生産に失敗、革命の火種を抱えることとなった。

∴ 国家の防衛的近代化という目的と、大学の自由主義的理念の対立？

➤ イングランドの場合¹⁵

大陸型との差異

✓目的： 知的到達<社会的訓練 ←ジェントルマン思想が大きく寄与。

✓形式： 学寮制・個人指導・カリキュラム・教養重視

✓国家： オックスブリッジの、国家介入への頑強な抵抗

…一方で、中産階級の台頭に併せて、国家は大学拡張の試み ex) ロンドン、バーミンガム

+国家が教育に責任を持ち国力増強を図るという発想から、大学に資金投入

But オックスブリッジは1914年まで資金援助を受けず。

→ 分化した社会に対応するヒエラルキー的教育システムが確立。

大学の位置づけ = 社会の中の特定集団の特定の目的の為。

一方で国家・国民と関わりなし。

cf. イングランドに起源を持つ、アメリカ型大学ではこの合目的的傾向がより顕著¹⁶。

小括：

大学と国民国家の関係は、特に近代初頭に於いては、それぞれの国家によって大きく異なる。

…「国民」「国家」の観念が国ごとによって異なっていたことも一因？

注

- 1 望月滯「西洋大学史概観：大学の「自由」と権力の間を考へる事例と共に（研究会発表）」東京大学文学部ラボ：学問と社会の現在とこれからを考へる、東京大学、2020年12月19日。

- 2 S・デイルセー、池端次郎訳『大学史（上・下）』東洋館出版社、1988年。
- 3 入門書としてH・ボーツ、F・ヴァケ、池端次郎、田村滋男訳『学問の共和国』知泉書館、2015年があるが、これに於いても大学の位置づけは十分に説明されていない。
- 4 W. Frijhoff, “University, academia, Hochschule, college. Early modern perceptions and realities of European institutions of higher education,” in: J. de Boer / M. Füssel / J. M. Schütte (Hg.), *Zwischen Konflikt und Kooperation. Praktiken der europäischen Gelehrtenkultur (12. - 17. Jahrhundert)*, Berlin 2016, pp. 67-88.
- 5 一例として、近世社会の統治者と被統治者の関係について、凡そ80年代までは規律化や宗派化といった「上から」の視座の研究が主であったが、その後ポリツァイ条例に対する民衆側の対応等に注目した「下から」或いは「双方向」の視座を強調する研究が重要になっている。Vgl. M. Dinges, *Normsetzung als Praxis? Oder: Warum werden die Normen zur Sachkultur und zum Verhalten so häufig wiederholt und was bedeutet dies für den prozess der „Sozialdisziplinierung“?*, in: G. Jaritz (Hg.), *Norm und Praxis im Alltag des Mittelalters und der Frühen Neuzeit*, Wien 1997, S. 39-53; A. Landwehr, *Policey vor Ort. Die Implementation von Policyordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit*, in: K. Härter (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt a. M. 2000, S. 47-70; J. Schlumbohm, *Gesetze, die nicht durchgesetzt werden. Ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates?* in: *Geschichte und Gesellschaft* 23 (1997), S. 647-663. 現在の日本における研究の例としては池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰：ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大学出版会、2010年；齋藤敬之「近世都市の刑事裁判における「請願」を通じた戦略的関与：ライブツィヒにおける暴力事件を例に」『西洋史論叢』38、2016年、79～93頁。
- 6 S. Paletschek, *Die permanente Erfindung einer Tradition. Die Universität Tübingen im Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Stuttgart 2001.
- 7 P. Walter, *Universität und Landtag*, Wien / Köln / Weimar 2018.
- 8 P. Fabisch, *Johannes Eck und die Publikationen der Bullen Exsurge Domine und Decet Romanum Pontificem*, in: E. Iserloh (Hg.), *Johannes Eck (1486–1543) im Streit der Jahrhunderte*, Münster 1988, S. 81; G. Gielis / V. Soen, “Academic censures and condemnations”, in: *Encyclopedia of Martin Luther and the Reformation*, New York / London et al. 2017, pp. 1-2; J. Wicks, “Martin Luther in the Eyes of His Roman Catholic Opponents”, in: *Oxford Research Encyclopedia of Religion* 29 (2017), pp. 1-18; R. J. Serina Jr., “The Excommunication of Martin Luther. *Exsurge Domine*(1520) and *Decet Romanum Pontificem*(1521),” in: *Lutheran Quarterly* 34-2 (2020), pp. 194-208, here pp. 202f. ケルン大学の行動については、W. Rotscheid, *Reformationsgeschichtliche Vorgänge in Köln im Jahre 1520. II. Die Verbrennung der Bücher Luthers in Köln am 12. November 1520*, in: *Monatshefte für Rheinische Kirchengeschichte* 1

- (1907), S. 145-172.
- 9 Leuven / Köln 大学による弾劾の中心は贖罪に関するものであり、それ故神学的な性格と考えられる。
 - 10 Eck による弾劾の中心は教皇の首位性に関するものであり、それ故教会論的性格と考えられる。
 - 11 G. Bohne, Die juristische Fakultät der alten Universität Köln in den beiden ersten Jahrhundert ihres Bestehens, in: H. Graven, Festschrift zur Erinnerung an die Gründung der alten Universität Köln im Jahre 1388, Köln 1938, S. 109-236, hier S. 160-190, hier S. 174.
 - 12 H. Thieme, Die Ehescheidung Heinrichs VIII. und die europäischen Universitäten, Karlsruhe 1957.
 - 13 M. Stolleis, Glaubensspaltung und öffentliches Recht in Deutschland, in: Ders., Staat und Staatsräson in der frühen Neuzeit, Frankfurt a M., 1990, S. 268-297, hier S. 287-291; Ders., Öffentliches Recht in Deutschland. Eine Einführung in seine Geschichte 16. -21. Jahrhundert, München 2014, S. 29-33.
 - 14 R・D・アンダーソン、安原義仁・橋本伸也訳『近代ヨーロッパ大学史 啓蒙期から1914年まで』昭和堂、2012年。
 - 15 イングランドについては以下の論考も参照。増澤知子「教会・国家・大学：西洋における相互関係の歴史的変遷」『宗教研究』91別冊(2018)、13-19頁。
 - 16 F・ルドルフ『アメリカ大学史』玉川大学出版部、2003年。

質疑応答

2021年1月20日(水) 14:00-17:00

Zoom オンラインミーティング

〈参加者〉

望月滢、笠松和也、有賀雄大、上西晴也
谷川みらい、筒井一穂、福田真人、田澤真衣

universal と university

笠松 望月さんのご報告の中では、大学の universal な性格と national な性格を対比されていましたが、この universal な性格というのがちょっとよく分かりません。university の語源である universitas というラテン語は、もともと「全体」とか「集まり」という意味ですよ。それがなぜ「大学」という意味をもつ university という単語になったのか、その詳しい経緯はよく知らないのですが、学者とか学生とかが一つの集まりを持っているというのが語源ではないかと思います。けれども、現在大学の universal な性格と言われる時には、そういう意味ではなくて、大学が世界に開かれているとか、世界の学者共同体が一つになっているとか、そういう意味合いで取られているのではないのでしょうか。そこにはかなり乖離があると思うのですが、大学史の観点から見るとどう捉えられるのでしょうか。どこかの地域や時代でそうした universal な性格が大学に付与されたとか、そういうことなのでしょうか。

望月 仰る通り、そもそも大学は中世以来ギルドとして立ち上がってくるものであり、それ故中世に於いて universitas と言った時には、これは基本的に教師と学生の組合、集まりを意味して言われます¹。例えばローマ法・教会法でも universitas という言葉が出てくるけれども決して「大学」という意味ではなく「集団」という意味で使われており²、collegium などと並んで用いられています³。従って、中世に於いては universitas という言葉は「普遍」とは関係のない語です。

ただ、universitas と universal という語は概念上全然関係ないのですが、当時の大学に universal な性格がもともとなかったかと言われればやはり存在し、或いは studium generale と呼ばれるものもあり、卒業すると万国教授資格 Ius ubique docendi / 万国教授免許 Licentia ubique docendi が与えられます⁴。ここにある種 universal な性格が出てくる。なので、語源とは別ではありますが、或る種の universal な性格は、大学が中世に誕生した時からあったと言うことができるかと思えます。あとこれは今論文を執筆しているところなのですが、カトリックの大学の考え方を見てもその性格は見出され得ます。この考え方に於いては、大学自体が普遍に広がる教会に立脚する存在として観念されるため、「正しい」知識を持っている大学も普遍的で、大学自体もどこか地域のために奉仕するという観念があまりないように見受けられます⁵。

以上のことから、universitas と university が結び付けられて語られる理由は、歴史的な関連によるものではなく、後代にそのような言説をし始めた際に実際に持っていた性格が影響しているのだらうと思えます。シェリングとシュライエルマッハーがこういうことを言っているらしいですね。彼らは思い切り間違えていますけれども、これがすごく流行したようです⁶。

笠松 われわれはともすれば「university だから universal だ」と考えがちだけれども、そこは歴史学的には違うということですね。

望月 違いますね。

笠松 その点は哲学研究者としてすごく反省しました。

大学に準ずるものの位置づけ

笠松 それで、二つ目の質問なのですが、大学の定義や範囲に関することです。今日ご報告の中で出された例は、本人たちも「大学」と名乗っているものですが、ヨーロッパの歴史上には大学っぽいけど大学とは言われないものもたくさんあります。これを大学史の中でどう扱うのかというのが気になります。私が専門としている17世紀オランダだと、アムステルダム大学の前身として、Athenaeum Illustre というものがありました。これは19世紀にならないと「大学」とは呼ばれません。こういう大学っぽいけど大学ではないものを、大学史の中ではどう扱っているのでしょうか。

望月 これについては、W. Frijhoffが2016年に研究動向をまとめているのですが、これによるとかなり最近になって、大学に準ずるものに注目が集まってきたという話があります⁷。ただやはり大学ではなかったので、研究が立ち遅れています。アカデミーなどを研究する中で、ようやくここ10年くらいで、例えばcollegeなど大学ではない高等教育機関も積極的に研究する機運が高まってきました。なので、まだまだ全然研究が進んでいないと思います。

国民国家と大学の関係

笠松 三つ目の質問は、国民国家と大学の関係ということで、ちょっと話が飛んでしまうのですが、素人視点で考えると、国民国家と大学の関係はある種必然的に、国家が大学への支配を強めていくようになるように思えます。つまり、中世から近代にかけて、領邦から国民国家になった時に支配領域が広がった、そうするとその広大な領域を支配するために優秀な官僚組織がなければならぬ、それで官僚を養成する機関として大学が注目され、国家が大学を管理しようとするようになる、という流れが必然的に起こるのではないのでしょうか。これについては、大学史の観点から見ると、それほど簡単なことではないという反論があるのでしょうか。

望月 そうですね。少なくとも大きな物語としてはずっと受け入れられてきました。大学の通史を著したS. d'Irsay (1933)などがこの物語を提示し、基本的に大学史研究はこれに則って議論を行ってきました⁸。ただ実際のところ個々の大学史を見てみると、それほど単純ではないと私は考えています。そもそも絶対主義とよく言われるけれども、権力が絶対的に貫徹されたわけではない。例えば臣民の規律化に関する議論では、M. Dingesは「下からの」視点を強調して、民衆による条例の扱いが実際の規律の形成に大きな意味を持っていたと論じ⁹、J. SchulmbohmやA. Landwehrは彼の議論を受けて「双方向的な」視点を提唱するなど、現在では統治・被統治双方の視点を重視するようになっていきます¹⁰。それを踏まえて大学はどうかと考えると、君主側に官僚育成の意志はあったとしても、本当にその意志が貫徹できていたのかは再検討する必要があると思います。

近代史になるとドイツ型の理念がこの問題を余計ややこしくさせていま

す。フランスの場合は、笠松さんが仰ったような展開を遂げているのだけでも、ドイツの場合はそうではない。総長のフォンターヌはパリの Faculté の開学式に際して「一人の偉大な君主 [= ナポレオン] が、古い大学と修道会の瓦礫の山から単一の教育者団体をお作りになった」と述べ、ナポレオンに対して感謝するけれども、フィヒテは「大学を本当に活気づける息吹、その中で大学の全ての成果が最も喜ばしい形で発展し結実する天界の気とは、疑いもなく大学の自由である」と述べ、その自由そのものを讃えるスピーチをしています¹¹。少なくとも大学側の自意識においては国家側の語りでは語れない部分があるのではないかと思います。70年代以降にドイツの理念は輸出されていくので、他の国についても国家側と大学側の意識の相違はかなり考えた方がいい問題かと思えます。

従って、少なくとも大学史の分野では、国民国家というものの成立に伴って大学に対する支配が強まっていくという物語は、少なくとも国家の統治理念としては間違いなく存在し、実際に貫徹しようとしていたけれども、一方でその理念が貫徹されていたかとなると、大学側にもかなり自由な理屈があったと考えます。

笠松 ありがとうございます。私の説明だと、「大学の自意識」という観点が欠けていましたね。

近代ドイツの状況と教養市民層の形成

有賀 先ほども話題に上がった近代ドイツの状況についての質問です。この時期はかなり国家というものがドイツ人にとって大事だった時期だろうと思います。それまでバラバラだったドイツにプロイセンができて、一つのまとまりを持ったとか、フランスへの対抗意識みたいなものも出てきます。そういう中で、教養市民層の形成を目指した大学ができたということが、近代ドイツの状況とどのような関係をもっているのでしょうか。つまり、今話題に上がった官僚育成という仕方での国家の介入は明らかに質が違ったものだろうと思うのですが、国家を主導する側が教養市民層を形成することによってドイツという国をうまく作り上げていくというそういう話なのか、それとも大学側の国家の力への対抗として残ったものがそうした理念だったのか、その関係をまず教えていただけるとありがたいです。

望月 そうですね。この時代の代表として良いかは論争の必要がありますが、かの有名なフィヒテの講演は「ドイツ国民に告ぐ」という名が与えられており、彼は「他の民族に先駆けて模範になるような新時代を始めることが求められている」と語っています。また、フリードリヒ・ヴィルヘルムはプロイセンの近代化を行うに際して「国家は、物理的に失ったものを、精神的強さを通じて取り戻さなければならない」と述べたそうです。『近代ヨーロッパ大学史』を著した R. D. Anderson は、(こちらを読んでいただければ、はるかに正確かと思いますが) ここに、学識者が指導者として帯びた特別な義務を読み取っています¹²。何故かと言えば、近代ドイツ揺籃期には政治的分裂があったが故に、それを超克し得る学識者がその使命に適すると考えられていた為でしょう。

このような教養を通して国民を「作る」という意識については、学識者にもあったと思われます。例えばフンボルトが「教育機関内で具現化された規律化された知的活動という理念は、これは当該国民の道德文化の最も価値ある要素」であり、「国家は、科学と学問を実践するのに必要な組織的枠組と資源を供給しなければならず」、「大学が最高の目標を達成したならば、その時大学は国家目標をも、しかも遥かに高い水準のそれを実現することになる」ということを言っています¹³。教育機関で規律化された知的活動によって国民を作るために、言い換えればドイツ型の理念を通じた市民層というものが国民になるために、大学があるという発想ですね。官僚の支配機構みたいな国家とは違うものですが、理念として国民を作る存在として大学と学識者が観念され、それに支えられる存在として国家があるという理解かと思います。

但し、一方で国家から完全に自由とも言っていません。曰く「大学の条件は国家の直接的利害にあまりにも緊密に結びついており、大学教授の任命権は排他的に国家に留保される以外の在り方はどんなものであれ許容できない」。支配の形態としての国家ではありませんが、相応しい知的教育を受けた集団としての国家はすごく重要な存在として立ち現れる。いずれにせよ、私の報告の言い方だと、国家は支配機構みたいな言い方になっていましたが、そうではないような国家のあり方が、特にドイツの成立期には重要視されていたと思います。

有賀 気になるのはそれがどういうロジックで、ドイツという単位に貢献すると考えられていたのかというところで、おそらく、「道德文化」なるものが何らかの仕方で国力増強等に結びつくという見込みが抱かれていたのでは

ないか、と私は推測するのですが。

望月 『近代ヨーロッパ大学史』の第4章がまさにドイツとフンボルトモデルを詳しく論じています。ここでは *Bildung* が重要な役割を果たしますが、要するに、ドイツでは大学によって *Bildung* を陶冶する、そうするとその *Bildung* が陶冶された集団というものが国家を形成するという枠組があったように思われます。しかし、国力の増強という観点は少々この時代に合致するか判じかねます。未だ統一国家となっていない以上、国力の増強等を本格的・現実的に問わなければいけないのはもう少し後の時代ではないでしょうか。なので、踏み込んで19世紀初頭に国力の増強を基軸に据える議論を見ることは、慎重な検討を要するのではないのでしょうか。

笠松 確か第4章あたりにはフィヒテとかヘーゲルとかも出てきたので、われわれ哲学研究者も考えなければいけないところですね。

望月 確かに大学と国家をめぐる思想については哲学界隈の人が詳しいと思います。むしろ国力増強の点については、既に統一国家であるフランスの方が見えやすいですよ。ドイツはそういう部分は後からついてきているのかもしれない。というのも、国力を増強するという前にまずは一つにまとめる必要があるからです。なのでプロイセンの様な強「国」はドイツ統一を見越して国力の増強を見越している可能性は考えるべきでしょうが、ドイツ全体で見ると国力の増強を考えることは、少なくとも48年以前は前面には出てきていないと思います。

近代イングランドの状況

有賀 もう一点お聞きしたいのはイングランドについてです。望月さんは、国家が介入してくる前の大学が目指していたものが、知的到達よりもむしろ社会的訓練だとまとめておられました。その具体的内容についてご説明いただけますか。というのも、例えばその一要素として教養重視というものが挙げられていますが、これはドイツの *Bildung* としての「教養」と、言葉としては同じものになっています。これらは具体的内実においてどのように異なっているのでしょうか。また、「社会的訓練」の「社会」というものを国家と切り離して考えるとすると、社会的訓練とはどのような訓練ということになるのでしょうか。

望月 例えばラテン語やギリシア語などの西洋古典に通暁していることなど、ジェントリという階級として持っていなければならない知識をここでは教養と呼んでいます。ただこれは知的な話だけではなく、学寮制が関わってくる部分ですがその階級にふさわしい振る舞い方、服装や風紀倫理、そういった全人的な人間形成に等しいことが想定されています。社会的訓練と書きましたが、これは人間形成に近いものです。その階級として外に出ても恥ずかしくないような全人的な教育を大学で行っています。なので、大陸側の教養とは大きく印象が違います。確かに、寮に入るという概念はパリ大学にもあったのですが、すぐに廃れてしまいました¹⁴。結局残ったのは、オックスフォードとケンブリッジだけです。実を言うと、私が専門で研究している近世のケルン大学にもあるのですが、こういう仕組みではありません¹⁵。

有賀 ジェントリの一員を育成する全人的な教育は、ジェントリが支配階級であるという事実と切り離せないのではないのでしょうか。それを国家という単位で考えるべきかは判りませんが、少なくともある共同体を支配する集団としての自覚が、上記の教育理念と深く関係しているのではないのでしょうか。

望月 そうですね。それは事実だと思います。実際オックスフォード・ケンブリッジ出身のジェントリが実際に *parliament* に選出されてそこを動かしていきます。その時には学友や同窓という関係と政治的なものとの関係は考えて然るべきでしょう。私の報告で国家や国民と関わりがないと言ったのは、要するに国家とか国民とかいう理念というものを大学のシステムが何か担保するのかといえば、大学としては関わらないということです。確かに、大学の学生が将来国を動かす重要な構成員になるというのはそうであろうけれども、イングランド型の大学がイギリスという国家全体に位置づけられて何らか機能を持っているわけではないという意味で、国家や国民とはあまり関わりがない、むしろ特定の集団のためのものだという書き方を、私はしていました。なので、実態においては確かに国家を動かしている部分は必ず考えなければならないと思いますが、理念の上では国民や国家という理念とは切り離して考えた方が良くと思います。

近代日本との比較から

上西 コメントが一つと質問が二つあります。コメントの方ですが、笠松さ

んの最初の質問で universal とはどういうことか、語源にさかのぼって考えなければいけないというご指摘、大変勉強になりました。universal なものと territorial なものとの関係を考える時に、事前に参考としてご提示いただいた、望月さんの2019年史学会大会研究発表「近世ドイツの法学識者の役割 一六世紀ケルン市を事例に」の報告資料では、ケルン市とケルン大学の関係を題材に、ケルン市の法学識者の任用は、必ずしも市政の側が一方的に学識者を利用する関係ではない、ということ論じられていました。その背景として、第一に、市の側が持っていない専門性やネットワークを学識者の側が持っていること、第二に、政治権力の側が必ずしも一元的ではないことが指摘されていました。territorial な権力が持ち得ない universal な機能を、大学の側が実際に持っていたという論旨だったかと思います。日本の場合、戦後、大学の自治、あるいは学問の自由ということが、論説として力をもった時期があったと思います。それは、一つには GHQ が入ってきて、それまでの政治権力が相対化されたことと、学者の中でも戦中に学界全体が国家の政策遂行機関になってしまったという反省があった。それで、人文社会系の学問を強化する、とか、研究者の自治を強化する、とかということが、学者の中でも言われるし、社会的にもある程度の力を持った、そういう状況がありました。東京大学に社会科学研究所が出来るのが1946年で、京都大学の現在の人文科学研究所が改組・発足したのが1949年ということで、「人文」とか「社会」とかいうものを学問として追求することの必要性が説得力を持っていたのが、戦後直後の状況だったのではないのでしょうか。翻って、現代において大学の universal な部分というものを支持する社会的な力というか、バックボーン的なものがあるのかな、と考えた時、結局個々の研究者が頑張って人文学の大事さを訴えていくしかない、みたいな結論しかないのかな、ということは感じました。以上がコメントです。

質問の方ですが、1点目として、日本の近代史の中で考えますと、教育史の天野郁夫先生の議論によれば、戦前期あるいは戦後まで通じての大学に対する批判として、日本の大学というのはヨーロッパからの移植学問を外国語で教えなければならないので、初等教育や中等教育と大学で教えていることのレベルが乖離している。そこで、大学のレベルを引き下げるときとか、あるいは研究専門の大学と社会教育を重視する大学を分離すべきとか、そういう議論が明治時代からずっとあったようです(天野郁夫『大学の誕生』上・下、中央公論新社、2009年、など)。そういうことは近代になって初めて起きる

問題なのか、それとも近世のヨーロッパにおいても、大学は無駄ではないか、とか、その他の教育機関との関係において乖離が起こっているとか、そういう議論がされていたのかどうか、お聞きしたいです。

2点目は、先ほどの有賀さんの質問の中で、教養と国力の関係についての議論がありました。そこから連想したのが、日本近代技術史の沢井実先生の議論です。沢井先生は、戦前の実業教育、工場の職工養成についての研究の中で、多能工養成か、単能工養成か、という議論を紹介されています。多能工とは、自分の判断で様々な局面に対応して仕事ができるような技能・判断力をもった職工で、多能工論者か単能工論者かを問わず、工業化、技術発展が進んでいく今後の社会ではそうした職工が必要だ、という認識が実業教育界では共有されていました（沢井実『日本の技能形成』、名古屋大学出版会、2016年、p.15-37）。沢井先生はまた、特に1930年代後半の実業教育において、普通教育化を志向する流れがあり、その要因の一つに、「細分化された、それ故すぐに役に立たなくなる知識の吸収ではなく、不確実な事態に対処できる対応能力、それを支える教養、素養の涵養」が重要だという考えがあったことも指摘されています（前掲沢井書、p.40）。今日の議論で論じられてきたのは、主に知的階級の中での教養の必要性についての話だとは思いますが、労働者や農民にとっての教養の必要性、ということが近世ヨーロッパにおいて論じられていたのかどうか、知りたいと思いました。

望月 一つ目に関して、戦後日本に於いて学問の自由が強調され、人文や社会といったものが力を有したという歴史的経緯に鑑みた時、そうすると現代の大学は universal な性格のバックボーンを結局どこに見いだすのか、結局個人にしか見いだせないのではないかというコメントだったかと思えます。これをあえて質問として捉えると、現代の大学の universal な精神的支柱を歴史の中に求められるかという質問として組み替えられると思うのですが、その理念を求めるとしたらやはりドイツではないかという印象を抱きます。学問が自由であって開かれているという往時の理想は、少なくとも universal であるという理念を見いだす時のバックボーンとなると思えます。

1点目の質問についてですが、大学教育がそれ以前の中等教育のレベルと乖離しており大学のレベルを引き下げている、あるいはそもそも大学教育に意味があるのかという近代日本の議論を引いて、ヨーロッパでも歴史的に類例があるのかという問いだったかと思えますが、大学教育に意味があるのかという議論は実はすごく盛んに行われています。アメリカの近代大学史を見

ると、この部分はすごく大きな議論です¹⁶。少し話をしますと、アメリカの大学はイングランドから持って来られたという話をしましたが、イングランド型大学ですから、ジェントルマン的なものを育成する為の教育のあり方を持っていくわけです。ただアメリカにもともとジェントリがいたわけではない。むしろ新しく社会を一から形成するんだという話になっている。そしてアメリカというのは存外広いわけですね。[アメリカの大学が始めに創立された]13植民地から比べると全然広く、これから拡大していくという話をしている時に、そんな教養[知識人層]とかジェントルマンとかを育ててどうにかなるのかといえ、ならない面があります。そうなってくると、ジェントルマン型のイングランドの教育に重きを置いている大学に対する批判が起こってきます。ハーバード大学はもともとイングランド型なのだけでも、その教育が実社会で全く有用でないという批判は大きいものでした。そういうわけで、高等教育の意味を問う議論はしばしば行われています。あといくつか例として挙げると、近代フランスには *faculté* がありましたが、これは実は今われわれが *faculty* と呼んでいるようなものではありません。19世紀に *faculté* が成立したころには、文科 *faculté* と理科 *faculté* という文理の二つがあったのですけれども、これは実質的には中等教育の延長線上なんですね¹⁷。ここを卒業すると、大学を卒業したことになるわけですが、グランゼコールとは大きく異なるものでした。類例と批判は他の時代・地域でも出てきますし、解決策も色々です。近世にまで遡ると、大学に入る時点でラテン語の素養に対する要求も実際には幅があります。学芸学部が実際にはラテン語の読み書きの為の準備学級みたいになっていたということも聞きます。大学がそれをしないので、ギムナジウムで全部やっていたという解決策もあったようです。結局この手の発表だとなりがちな結論ですが、「その地域とその時代による」という包括的な回答にしかならないですね。

上西 日本の大学史の中でも、それぞれの時代の当事者は、ヨーロッパやアメリカの事例を参照して議論しているわけなのですが、それぞれの立場によって、たとえば「ドイツ型はダメだからアメリカ型にしよう」というように、欧米のモデルの中のどれかを理想化する議論になりやすいところがあるので、見渡してみるとそれぞれに苦勞している、というのは、当然のことではありますが、大事なご指摘だと思いました。

望月 二つ目の質問は、沢井先生のご研究を引かれて、実学における教養の必要性を問う議論が近世ヨーロッパでも行われていたか、という質問でした

が、これは教養とは何かというのが難しい問題だと思いますが、[近代ドイツにて成立した大学以前という意味の]近世までの大学というのは、基本的に実学のための大学なんですね。中世や近世の大学は[法・神・医の]上級三学部と、もう一つ学芸学部・教養学部と言われる学部があって、それらから構成されているのですけれども、この上の三つは基本的に全部実学です。法学部は法学者になるため、神学部は神学者になるための空間でした。しかし上級三学部に行く前の段階に学芸学部を通っていなければいけない¹⁸。中世においても近世においてもここを通っていなければいけなかったという意味では、教養は必ず必要だったと回答されます。ただ学芸学部で教えられていた自由七科は、現在言うような教養とはまた少し違います。教養ではなく、必要な基礎技能とも言えます。

上西 非常に重要なご指摘です。私も沢井先生の研究が依拠した元の史料を見ているわけではないので、そもそも同時代的に「教養」という言葉を使っていたのか分かりません。ただ、たとえ「教養」という言葉を使っていたとしても、基本的にそれは人格的な陶冶というような抽象的な話ではなくて、将来工場や商店で働く際に対応できる能力を身につける、ということであって、いま私たちが「教養」という言葉でイメージするものと一緒なのかどうかは、注意しなければいけない問題だなと思いました。

望月 中近世ヨーロッパの場合、外に出て役に立つような[一般]技能などは全然想定されていません。他分野の知識さえ微妙かもしれません。法学部と神学部は密接に関係しているけれども、医学の知識を持っているかは判りません。広がりを持たせるという意味の「教養」もないだろうし、あるいは有益で実地的な技能も近世においては[教養という形で]想定されていないだろうけれども、その学問のために必要で、他の分野にも応用できる基礎技能という意味であれば、「教養」と言えるものがあるというくらいでしょうか。

ドイツにおける大学と社会のあり方

谷川 先ほどから何度か議論に上がっているドイツの大学について少し疑問に思っていることがあります。寺崎昌男先生の『日本における大学自治制度の成立』という本があるんですが、そこで日本の帝国大学の成立過程について論じられているところを見ますと、ドイツの公法学者のシュタインやロ

ウェスウェルが、日本の為政者に対して国家に奉仕するような形での大学を作るべきだと助言したとあって、特にロウエスウェルは1890年に、国家行政の一機構として学問があるべきだと主張したそうです¹⁹。そのようなイメージでドイツの大学を捉えていたのですけども、望月さんの議論だと意外にも、ドイツの大学のリベラルさと言いますか、今の大学に通じるような観念が強調されていて、もう少しドイツの大学と当時のドイツの社会の在り方、法学者の位置などを知りたいと思いました。

望月 恐らく二つの回答ができると思います。一つは学問の領域の問題です。学問の自由を強調するという部分で言うと、哲学部はその点にすごく重きを置きます。哲学部の教員は国家の統制とは関係なく、自由なあり方をしようと言う一方で、対して上級三学部は実学のためのものであって、実際の活用が肝要というところがあります²⁰。なので学問の自由に対する意識の部分が実を言うと少し違います。私の発表だと、ドイツの大学を全部ひっくるめてリベラルみたいに語っていましたが、実のところ少し違って、学部のカラーというのは存在するということは言っておかなければならないことの一つですね。法学部は国家と距離が近いので、シュタインがそういうことを言っていたとしても、それほど違和感はないかなと思います。

もう一点は時期ですね。フンボルトモデルとして語られるような19世紀初頭のドイツの学問の雰囲気に関しては、ドイツはまだ国民国家をもっていなかった。国民国家を形成していくという時代状況と、国民国家ができていて列強として肩を並べているというような時代状況、二つの間には差異があると思います。近代大学史ということでひとまとめにしていますが、前半と後半あるいは序盤と終盤では大きく性格を変えているのは間違いないので、そこについてはある種時代もすごく違うということは一つ言えるのかなと思いますね。なので、学問領域と時代が違うということですね。シュタインがそのように言っていたのは、やはり彼が法学者だったということと、19世紀末だったからということが言えると思います。ただ、その時期においても過去にそういう理念を標榜しているはずだから、そこを何らか引きずっているのではないかなと言われれば、そこはしっかり考えなければいけないと思います²¹。

大学のユニバーサルな性格

筒井 大学史の知見を伺うことよりもむしろ、普段大学史を研究されている望月さんの感触を伺うことに重きを置いて質問いたします。先程来問いに挙がっている「大学の universal な性格」に関してです。先程笠松さんと望月さんの議論を通じて、universal という語の本来の意味が少なからず明らかになりましたが、私としては、望月さんご自身がこれをどういうものとお考えなのかを知りたいと思います。とはいえ、望月さんに限らず、他の普段あまり交流のない分野の方々のお考えも伺いたいところです。

質問の意図を述べます。私自身は、大学が（「まとまり」という原義であれ、「普遍」という意味であれ）ユニバーサルな性格を持っていると本当に言えるのか、疑わしいと思っています。

第一にすべての学問が普遍的な性格をもつわけではありません。例えば数学や論理学のような普遍的で必然的な真理を探究する学問は、それはユニバーサルでしょうけれども、当然もっと限定的な地域研究や文化研究のような個別的な学問も大学で行われています。

第二に、すべての学問で統一された真理基準を持っているということもありません。あるところではエビデンスを持ってくれば、とりあえず学問的に真だと言えるけれども、別のところではそれは probable なだけだから全然真ではないということを言われてしまうわけです。

第三に、学問の方法論が統一されているわけでもありません。

以上を踏まえて、大学が、あるいは学問と言い換えてもいいかもしれませんが、どういう意味でユニバーサルであり得るんだろうかということを考えてみると、いまいよいよわからなくなってきました。

もしかすると例えば、学問が明らかにすることが、「人間」とか「世界」に関して一般的に何か大事なことを教えてくれるという意味でユニバーサルだとする答え方もあるかもしれないのですが、それは多分今の普通の人々にあまり刺さらないように思います。「自分は人間の心の仕組みとか知らなくても食っていけるし、それを知って自分には何のメリットもない」と考える人がいっぱいいると思うんですよね。

それはその人たちが間違っているのかもしれないけれども、そう簡単な問題ではないような気がします。大学のユニバーサルな性格というのはどういうものか。またもう少し踏み込んで聞けば、そもそも必要なのか。必要なら

ばどうあるべきなのか。大学史の知見からお答えいただくほどちゃんとした質問ではないので、お考えを教えてくださいと思います。

望月 ご質問に対しては、実際怪しいのはその通りだと思います。一方で大学という空間にわれわれが集まっていることで、分野が違っても少なくとも研究者を名乗るし、学者を名乗るし、大学人だって名乗り方をすることがある、そういうことを考えると何かしら共通性があるのではないかと考えています。ディシプリンは様々に違うかもしれないけれども、人種なり性別なり何でもいいのですがその個々の人間が持っている特質ではない共通の特質があると私は考えているところがありますね。そういう意味では、私がユニバーサルをどういうふうに捉えているのかと問われれば、ナショナリティやジェンダーではない何か、多分知などと呼ばれる何かに対する態度という点で共通している何か、そういうものをユニバーサルと私は呼びたいですね。これは大学史の知見とは関係なく、一個人としての見解ですが。学者としての見解というより個人としての見解ですね。

筒井 少し質問の意図を補足しておく、学問のユニバーサルな性格を保証するというのはやっぱりなんかちょっと古い学問観みたいなものが必要なんだと思うんです。例えば中世では、「神が存在しなければ世界も存在しない」というような世界観によって、一番上にくる神学に物理学などを従属させるような仕方で、つまり、何かファンダメンタルな学問知識を設定するような仕方で、学問のユニバーサルな性格を確保できる。おそらくこういう見方は中世・近世くらいまでは普通にあったと思いますが、現代ではすでに採用できなくなっているでしょう。そもそも、いわゆる基礎的な知識というものが本当にあるとか、基礎づけ構造を維持できるとか、そういったことさえ現代ではだいぶあやしい話だと思われれます。その意味で、学問のユニバーサルな性格もかなりあやしいものなのではないかというのが、質問の意図でした。

望月 それは確かにそうだと思います。実際、私は[価値観が]かなり古い人間だと自認しているのですが、私の言っている内容もすごく古い考え方とは思いますが。ただ、一つ気になることとしては、そのファンダメンタルのものというのが、[知的態度などの]振る舞い方辺りにまで至れば、現代にも残りうるのかなと思います。学問をしようとした時に、こういう手法を使っているからそれが学問だとか、こういう性質を持っている事実をこういうふうに扱っているからそれが学問だとか、こういう基盤を共有してないから学問じゃないみたいな言い方はやはり確かにできないと思いますが、これは学

間ではないという判定の仕方、そういう意味での振る舞い方は残りそうな気がしております。そういう意味では、どの分野でもやはり共通して「それはさすがに学問とは言い得まい」というものは多分あると思います。そう考えると、もしかしたら今でも残っているのかもしれない。

国家のための大学

谷川 大学が持っていると言われるユニバーサルな性格とは何かという議論で、望月さんから、「ナショナルリティやジェンダーではない何か」を共有していることではないかというお話がありました。少し話がずれますが、日本における大学は、長らく国家のためにあったのではないかと私は思っています。ヨーロッパにおける大学は、望月さんのご研究にあるように、必ずしも領邦に基づいているものではなく、カトリックやプロテスタントのような宗派にも関わりを持っていて、必ずしも国家に奉仕するものではなかったけれども、日本においては徹頭徹尾国家があったのではないかと思います。帝国大学ができた経緯はもちろんそうですし、戦後新制大学になってからも、日本国民が新しい国を作るのに奉仕する大学であるということが多分観念されてきたのではないかと思います。それが今崩れかけていると言いますか、国家のための大学だというその理屈が、研究者にとっても一般の人にとっても、なかなかストーンと落ちなくなってきたところにあるんじゃないかと今私は思っているんですけども、そういうふうに考えるのは日本史の人間だからなのかもしれません。哲学の方や西洋史の方は、もう少し西洋の大学で生きてきた人たちの意識と共通するような形で、自分たちの大学というものを捉えていらっしゃるかもしれないなと今思ったんですけども、そのあたりはどうでしょうか。それぞれの分野において、自分たちは何のために奉仕する学問をやってきたと考えられているのでしょうか。そして今学問が危機を迎えているともし考えられているんだとすれば、それはどうしてそうなったとお考えになるのでしょうか。

望月 例えば日本史・法学・経済をはじめ色々な学部・研究室は、国家の為の大学という意識があると思うのですが、「[国家への]貢献」という角度では語り得ない学部や研究室があるだろうと思っています。しかし哲学は相当古い研究室ですよ。彼らは、そういう語り口で存在をどうやって認められ

るんだらうか、ちょっと多分その[国家による]設置と存続[が認められた]理由には「貢献」と違うものがあるのではなかろうかと思います。一つ気になるのは、確かに日本の大学のあり方は国家の為の大学として国家側から規定されていたが、内側はどうだったのか、自意識として皆それに忠実に生きていたかと問われればそうではない人が多分いるのではないかと、少し思ったのですが、[他の研究室の方は]どうですか。

谷川 もちろんそれはおっしゃるとおりだと思います。大学の中の人で、自分が国家に奉仕しているわけではないと思っている人は、多分たくさんいらっしゃると思うんですけども、その代わりにどういう説明がなされてきたのか、いろんな皆さんの考えを聞いてみたいなど。

東京大学は「大学」なのか

笠松 谷川さんが提起してくださったことはすごく重要で、東京大学の成り立ちを考えた時に、その歴史の中でどこから「大学」と言えるのかというのは、ちょっと考えた方がいいと思います。東京大学のウェブサイトにある沿革略図(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/history/b03_02.html)のところを見ると、東京大学が歴史上どこから「大学」と言えるのかが判然としない。望月さんの視点からすると、どこからが大学なのでしょう。

望月 一応私は明治10年の4月に置くべきかと思っていますね。

笠松 旧東京大学の創立のタイミングなんですね。ですが、旧東京大学はそもそも官立学校という位置づけから始まっていて、それは大学なのかと言われると、答えに困る気がするのですが。

望月 単純に法的に観念すると、多分ここだろうという判断です。大学の機能を以て、大学を「大学」と呼ぶ基準にしてしまうと、国によっては大学が一つもないという話にもなり得ます。あるいは、我が国で「大学」と呼ばれていないものも大学だと言うことにもなり得ます²²。そうすると、その国で大学が法的に規定されているかどうかというところで、大学かどうかを考えるのが一番現実的だなと思うんですよね。なので、明治10年4月の旧東京大学の設立が、法的に観念できるところの最初かなと思います。

日本の大学の歴史的な事情

笠松 あと日本の大学をどう考えるのかというのも、歴史的な事情を考える必要がありますよね。私も最近天野郁夫先生の本で勉強しているんですけども、例えば大学の法人化も、明治中期からずっとあった議論で、なぜそんな議論が日本において生まれてきたのかというのがすごく面白い。帝国議会の開設（1890年）よりも帝国大学（1886年）の設置の方が先だったからなんですよね。これに気づかされた時、「ああ、そういうことか」と合点がきました。帝国大学を先に作っておいて、その後に帝国議会ができた。すると帝国大学の予算は帝国議会で議論するのかという問題が後から出てくる。その時に、大学の自治を守るために大学を法人化するかどうかという問題が初めて出てくることになります。そういうふうに歴史的事情を見るというのはすごく大事だと最近思っています。

谷川 今笠松さんが言われた帝国議会との関連のところでも、帝国議会から独立するための一方策として出てくるのが、皇室に直接紐づけるという話なんですよね。そこで国家の行政機構と対立するものとして出てくるのが皇室しかないというのは興味深いですね。

笠松 天野先生の本には当時三つの案があったと書かれていますよね。(1)完全に民営化するという案と、(2)国家の機関として行政の管理下に置かれるという案と、(3)皇室の下に置かれるという案があったと言われていますね。

望月 皇室というのはすごい発想ですね。

笠松 行政が皇室の権利を制限するわけにはいけないので、行政から独立しつつ、民営化もしないとすると、その選択肢しか残らないですよ。

faculty、department、college

上西 ちょっと細かい話になってしまいますが、東京大学はいつの時点で大学になったのかという話で気になったんですけども、日本語でいう大学の「学部」は、ドイツ語では何という単語なのでしょう。

望月 Fakultät ですかね。

上西 それはわりと統一された感じで、どこの大学でも、あるいは時代を通

じてずっと Fakultät と呼ばれてきたのでしょうか。

望月 私の知る限りは Fakultät ですね。Theologische Fakultät とか Juristische Fakultät とか。ほぼ例外なく Fakultät という言い方をしていると思います。

上西 英語で考えるとそこが必ずしも明確ではないというか、学部と日本語で訳すものが faculty だったり department だったり、あるいは college だったり、いくつか違う系統のものが全部、日本語にすると「学部」になっているような気がします。日本の大学は、学部の集合体で成り立っている、という観念がわりと強いと思うんですけども、それがどこから来たのか興味があります。学部という概念が成立したときが、日本における大学の成立なんじゃないかなと個人的に考えています。ただ、それは総合大学の場合の話ですが。

望月 まず少し私が単語でわかっていないものが1個あって、department というのはどの位の集合を指すのですか。

上西 department は、大学だとそんなに使わないですかね。

望月 ドイツだとあまり聞かない印象を個人的に受けるというだけで、使うかもしれないですけど。

笠松 東京大学では、例えば「哲学研究室」を英訳すると Department of Philosophy となりますよね。

上西 そうか、研究室が department になるんですね。

笠松 でもそれは本来おかしいですよ。

望月 Seminar とかではないでしょうか。

笠松 公式には department を使っているのではないのでしょうか。

望月 本当だ、西洋史学研究室の英訳でも department を使っていますね。何故そんな話をしたかという、私はドイツ史を専攻しているので、あまり日本の学部の集合の部分 [学部 = Faculty] に違和感を抱いてこなかったというところがあります。対して college などの単位で学校を観念するのは、イギリスの考え方だと思います。そちらの系統からは、確かに faculty や department、college などが登場してきます。その区分が日本語で訳すときにごちゃごちゃになっていそうですね。

日本の場合は、少なくとも東京大学ができたルーツを考えるとドイツの系統が強いと思います。その意味では、それを受けて [日本の大学が] 創立していることを考えると、ドイツでは総合大学が基本的な単位なので、[「大学」

成立に学部という観念が関わっているという意見は]仰るとおりかと思います。ちなみに、college という発想は、かなり日本だと遅いのではないかと思うのですが、単科大学は日本だといつ頃から創立されるのですか。

上西 1920年代ですかね。

望月 大学令の時でしょうか。

上西 そうですね。ちょっとろ覚えですが、1919年の大学令施行の時に、高等商業学校や高等工業学校の単科大学への昇格が始まっていると思います。

望月 ドイツでも科学技術系の工科大学というのがありましたけれども、1899年に正式の「大学」になる、要するに[ディプロマや博士]学位授与権が認められるわけですが²³、その潮流は[近代大学成立と比しても]かなり遅いです。それを考えると、やっぱり大学という概念を輸入した時期に立ち戻った時には、総合大学を基本とするドイツ的な意味で「大学」と呼んでいるような気がしますね。

大学の予算と国家

福田 望月さんの結論は大学史は国ごとに違うという率直な真実を示しているものであると思うのですが、他方で議論の論旨としては物足りなさも感じており、何らかの類型化を試みたいと思いながら聞いておりました。その中で考えた仮説は、結局のところ金の出し手が何処なのかによってかなり大学の構造は規定されるのではないかというものです。大学が高等教育でエリートを輩出する機関であるという面を重視するのであれば、その教育コストを誰が負担するかということ自体がけっこう組織の構造とかにも大きく影響しているのではないのでしょうか。例えばフランスの場合は国家がエリートを養成するんだという意識が強いからこそ、教育内容もどちらかという与国家に貢献する技術官僚とかを育成するような内容になっている印象を受けていて、他方でアングロ＝サクソン系はどちらかという、むしろ個人が高等教育を受けるために教育支出を積極的に行うことで大学が経営されているために、教養を重視しているように思えました。特に疑問に思っているのが、まだ国民国家が形成されていない段階のドイツですけれど、その時点での大学の運営予算というのがどういうふうに出ていたのでしょうか？

望月 お金の話ですが、基本的にドイツの場合は「国」が出します。ただ、厳密に言うと、全員に出ているわけではないです。19世紀のドイツには、私講師（Privatdozent）と呼ばれる地位がありました。彼らは授業料を自分で取って教えていました。我々も同じように、テニユアに就くまでは、何かしらの給料を得て待機状態を経験します。当時も、教授資格を持つ身分の人たちが自分たちの授業料をとって大学で授業を行っていました。それが私講師です。しかし、基本的には国がお金を出しています。

福田 領邦ということですかね。

望月 君主ですね。時代によってですが、君主以外が作っている大学があります。例えば、[中近世については]教会や都市が創立している場合もあります²⁴。そうすると君主以外の創立者がお金を出します。なので、「[統治者という意味での]君主」という言い方にしかならないですね。

福田 僕の議論はただの仮説なんですけど、要するに大学が個人のレベルからその地域社会とかその教会とか、あるいは国民国家のレベルまで、いろんな段階がある程度メリットを受ける行為である以上は、どこの階層もコスト負担をする可能性があり、その負担した階層に大学が大きく左右されるという問題があるんじゃないでしょうか。その負担を担っている団体がやっぱりある程度大学の組織構造を決めているような印象を望月さんの議論から推測して持ったんですけど、どうでしょうか。

望月 それは実際すごく真つ当なご指摘であります。やはり財政の出資者が発言権を持つということは、事実です。実際、さっきの[近代]ドイツの例だと、国家が結局お金を出しているんで、教授任命権というのは国家に担保されてきました。けれども、だからといって国家が好きなように人を任命できるかと言うと少し違うところがあって、教授任命の際に提出されるリストには教授団が推挙した人間が掲載されます。イメージとして分かりやすいのは、この前の学術会議の話がまさにそれですけど、要するに「この人間を任命してくださいね」というリストを学者が作って、それを提出して、向こうが「分かりました、じゃあ任命します」ということをやっていました²⁵。なので、出資者が、非常に強く組織に影響力をもつのは事実なのですが、彼らが専管的にもっているという言い方はできない。私の近世の研究でもそれに関して少し議論をしている箇所があります。16世紀のケルンの大学についてですが、基本にお金の出所は教会ないしは都市です。都市から俸給を貰っている教授は都市に対する奉仕義務があります²⁶。だからといって、その都

市教授が完全に市によってコントロールされているのかということそうではない²⁷。任命さえ、市の意向と言えるのか、微妙なラインです。なので、給与というのは非常に重要で力を持つが、出資者が排他的かつ決定的に力を持つということは全然なく、雇われる側の力もかなり大きいし、それこそ給与の体系が複線化されていれば、[実際の影響関係は]もうめっちゃくちゃですね。その場合は雇われる側の力がかなり強くなりもします。なので、福田さんの仮説に関しては、非常に真っ当な指摘であって、かなりの点で正しいと思いますが、やはり部分的にはそう簡単に説明できないような反証もあるという印象です。

福田 学術会議の話もありますけど、結局何かお金を出しているからといって介入することはどこまで許されるのかというのはかなり議論の余地があるし、歴史的な前例もかなり参考になると思いました。

日本における私大の位置づけ

上西 今日の議論で何度か言及されている天野郁夫先生の研究では、日本の高等教育の特徴的な点として、私立のセクターが非常に大きいことが指摘されていました。戦後における高等教育の量的拡大のなかで、私立大学が、量的には8割くらいを占めるようになったことが、諸外国と比した時の特徴だと(天野郁夫『日本の高等教育システム』、東京大学出版会、2003年、p.95-97、p.148-151)。今回の勉強会は、もともと東大の文学部の学生のなかから始まった集まりなので、東大の学生が東大の話をする内容になっています。だから、それ以外の大学のあり方を視野に入れて議論することが今後の課題のかな、と思いました。

望月 そうですね、私大という存在はすごく面白いですね。[高等教育に於いては]ドイツやフランスには殆どないです。逆に英米圏は「有るのか?」というくらい国立大学がない。日本の場合、天野先生は私立大学の比重が大きいと仰っているけれども、個人的には少し違う印象を持っていて、これほどいろんな大学の種類が混在して、全部の種類がありますという国はあまりないのではないかと思います。単科大もあれば総合大学もあり、私大があつて国立があつて、極めて雑多な印象があります。

戦前から伝統のある私大というものは、特に日本では、先ほど谷川さんが

日本の大学は国家のためのものだったのではないかという指摘をされていましたが、そこ [= 国家に対する貢献との関係] においてどういう説明をすべきなのかということ考えた時に、日本の私大はその意味では国家への奉仕の義務は原理的にはないですよ。そういうことを考えるとすごく面白いですよ。

私立大学における「国」への意識

田澤 私が通っている成城大学は、創立者の澤柳政太郎や、民俗学研究所にかかわりの深い柳田国男について主に取り上げられます。

望月 そうすると、大学を語ることに、国があまり出てこない感じですか。

田澤 澤柳は元官僚ですので「国」とは切っても切れない関係にあります。成城小学校、成城学園を設立するにあたっての教育観などが取り上げられます。「国」というものの存在はある種自明と捉えられているのかもしれませんが。柳田も元官僚で、その経験の中で「国家」や「歴史に名を残す人」へのアンチテーゼとして「常民」という概念を確立させました。学問や大学の先に「国家」があるというより、「国家」という存在との距離、という感覚で大学が語られるように感じています。

望月 それは例えば、田澤さんのご専門である観光人類学や柳田民俗学といった学問を説明する時に、「国家」みたいなワードがあまり出てこないということでしょうか。つまり、学問の目的の先に「国家」というものを見いだしたりするのかということですが。例えば歴史学であれば、歴史学は何のために行われるのかというと、戦前の語り口で言えば国家みたいなものがどうしてもチラチラすることはあるわけですよ。

田澤 私は大学のカリキュラム上、文化人類学を自分の専門として語ることが多いのでその話になるんですけども、文化人類学史を学ぶにあたっては勿論「国家」「社会」についての話があります。しかし、学部生の意見で恐縮ですが、文化人類学では「国家とどう付き合っていくか」という営みに重点が置かれて民族誌が書かれていることが多いと感じます。

私立大学における独立精神

筒井 私は出身高校と大学が早稲田大学なので、修士で東大に来て雰囲気が違うなというのは思いました。早稲田大学で教え込まれた理念の中では、「学の独立」というのが一つのキーワードでした。おそらく、国家あるいは国立機関にはないものを、民間で独立的に進めていくという方針を強く打ち出しているという印象はありました。慶應に関しても、多分同様に「独立」という言葉はやはり重要なところがあると思われまますので、そこに私大のいくつかは重きを置いているのではないのでしょうか。

望月 なるほど、そういうところに重きがあるんですね。

筒井 私大は大学なのに在野とか言いますからね。一般的には在野と呼ばれない立場でも、理念として在野であるというのをもっているような気がします。

望月 そういう場合に [= 私立大学を指して] も「在野」という言葉が使われるんですね。

筒井 早稲田大学の場合には、ウェブサイトにもちゃんと書いてあります。

谷川 早稲田大学や柳田国男の学問において「野」として観念される範囲は、日本の国内の一般の人というか、権力者ではない人なののでしょうか。それとも、もっと国際的なイメージをもって学問の意義を語ることも [「在野」 理念の中で] 積極的に行われているのでしょうか。

笠松 それは、現在の雰囲気というよりも、建学精神みたいなところでそうなっているのだと思います。今私立大学になっているところも、もとをたどれば、(当初は大学ではなかったかもしれないけれども) 大正とか昭和前期に建学された私立の教育機関で、そこでは帝国大学や高等師範学校といったものに対抗して、「私たちは別の路線でやろう」という建学精神があったのだと思います。また、戦前に私立大学と認定された教育機関にとって、私立大学という地位を得ることにどのようなメリットがあったのかというと、そこで学位が取れるとか教員資格が取れるとか、実利的な面がすごく重要なんですね。

私立大学におけるミッションの位置づけ

望月 「在野」を掲げているそのミッションというのは何なのでしょう。

筒井 これはさっき笠松さんが言ったような、建学の理念を引き継いで、何を目指しているのかということを非常に抽象的な言葉でもって語るということです。

望月 そこは現代的にも意味があるのでしょうか。

筒井 もちろんそれは少なからずあると思います。

笠松 そういう理念がどの程度現在において重要視されているのかというのは、大学によって違っていると思います。例えば、哲学者の井上円了が創立した東洋大学は、名称に「東洋」を掲げているとおり、初期の帝国大学のようにお雇い外国人が英語で教えるのではなく、日本人が日本語で教えるということ当初は重要視してきたのですけれども、現在ではそれをことさら理念としては掲げていないはずです。外国語教育が重視される現代においては当然なのですが。

私大の建学理念と実情との間のねじれ

筒井 私大に関して考える時には、建学時の理念だけでなく、現代どうなっているのかというのはやはり重要です。今日の私大では学費の負担が大きく、結局私大に通うだけの金銭的な余裕が求められるというのは、やはり少なからずあると思います。そうなってくると、「在野」とか「市井の人々」とか「権力を持たない人々」とかいうくくり方が、学生視点で見ればかえってしっくりこない。むしろ経済的にうまく行っている人たちの集合体ができあがってしまう。かえって公立の学校の方がより広く門戸を開いているというのが、現状としてはあるわけです。建学理念と今日の実情との間のこうしたねじれをちゃんと考慮しなければならないだろうと思います。また、こういう視点で国公立を捉える場合には、入学のために（一般的には）それなりの教育投資を要する東大をモデルに考えるのは若干偏っており、地方の国公立大学を考えなくてはならないでしょう。

田澤 成城も学費が高いこともそうですし、成城という町そのものが「お金持ち」のようなイメージを持たれていて、学園や町がメディアで取り上げら

れた時そのイメージを再生産している印象を持ちます。その雰囲気は一学生としては少し息苦しく思います。

笠松 私大に関しては、メディアや広告を通じた積極的な広報で、人とお金を集めていかないと運営できないというのが、学問的な問題としてもあると思います。

望月 お金の話でいうと、私大の比率が圧倒的ないしは私大しか存在しない世界というのは、アメリカがそうですが、アメリカの大学は19世紀前半に叢生するのですが、当時の大学の殆どはお金がありません。本当にないので、お金がないから開講さえ覚束ない、或いは教師に給料が出せませんみたいな世界なんですね。結局そうすると人と金を集めてどうにかしないといけないから、時代に即していないジェントルマン教育の継続が困難となり、非常に実利というか、例えば農業などに重点を置いていた時代があります。なので、ある意味では今の日本の私立大学の状況というのは、アメリカのその時期とつながる部分があると思います。

それが少し暗い話の方向に見えていますけれど、実はこれがプラスに動くこともあります。アメリカでいうと、財政的な問題がある種教育のあり方を刷新したという部分もあったかと思います。例えばハーバードが結局ユニバーシティになった理由は流行を追う必要があったからです。お金がないからユニバーシティをやめるのではなく、時流に押されてユニバーシティにせざるを得なかった。ジョンズホプキンスが1870年代に、アメリカにもドイツ型の研究型大学を作ったのがアメリカの最初の university なのですが、皆この理念に飛びつかざるを得なくなった。もう college の教育をやっても誰も集まらないと言って、ユニバーシティの理念に飛びついて、実験室を作って理系教育をしていくというのが、19世紀末の大まかな流れかと思います²⁸。

ある意味では、そのような変化の速さが私大の可能性の一つなのかなと思います。要するに、今の私大でお金を集めるのが重要になってきたという話があったと思うのですが、ある種学問観の転換が起こる時に、お金がないから最先端のものに飛びつくということができて、国[公立]より簡単かつ早くできます。アメリカの例で言えば、お金がないのでドイツ型のユニバーシティを真似ますと言って、そうすれば人が集まるから、ドイツ型ユニバーシティが流行しました。実を言うと、[大学の形態がお金に左右されるというもの]一長一短なのかもしれません。(了)

注

[注はすべて望月によるもの]

- 1 C・H・ハスキンス、青木靖三・三浦常司訳『大学の起源』八坂書房、2009年。
- 2 Dig. 3. 4. Quod cuiuscumque universitatis nomine vel contra eam agatur.
- 3 Corpus Juris Canonici cum Glossis Ordinariis, X 5, 31, 14.
- 4 H・ラシュドール、横尾荘英訳『大学の起源（上中下）』東洋館出版社、1966-68年。特に上 39-46頁。
- 5 中世大学の universal な性格については、大学の創設主体が君主に変化する 14~15世紀を境に後退してゆくものとして、これまでの研究では捉えられている。但しこの図式の妥当性については、大学 - 創設主体の関係について過度な単純化が為されており、個別具体的な検証を必要とする。検証の試みとして、例えば浅野啓子「草創期プラハ大学の性格」『東欧史研究』22 (2003)、3-35頁などを見よ。
- 6 R・D・アンダーソン、安原義仁・橋本伸也訳『近代ヨーロッパ大学史：啓蒙期から 1914年まで』62頁。
- 7 W. Frijhoff, “University academia, Hochschule, college. Early modern perceptions and realities of Europeans institutions of higher education,” in: J.-H. de Boer / M. Füssel / J. M. Schütte (Hg.), Zwischen Konflikt und Kooperation. Praktiken der europäischen Gelehrtenkultur (12.-17. Jahrhundert), Berlin 2016, S. 67-88.
- 8 S・ディルサー、池端次郎訳『大学史（上・下）』東洋館出版社、1988年（原著 1933年）。例えばJ・ヴェルジェ『中世の大学』みすず書房、1979年でもこの枠組は強く維持され、個別の研究事例についても同様である。E. Meuthen, Kölner Universitätsgeschichte, 3 Bde., Köln / Wien 1988 は、市の意向を受けカトリック的な人材供給機関に改組されたものとして、十六世紀のケルン大学を扱った。
- 9 M. Dinges, Normsetzung als Praxis? Oder: Warum werden die Normen zur Sachkultur und zum Verhalten so häufig wiederholt und was bedeutet dies für den prozess der „Sozialdisziplinierung“?, in: G. Jaritz (Hg.), Norm und Praxis im Alltag des Mittelalters und der Frühen Neuzeit, Wien 1997, S. 39-53. なお、彼以前にも最初期に R. Wolfgang が被治側の視点の必要を述べている。W. Reinhard, Gegenreformation als Modernisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: Archiv für Reformationsgeschichte 68 (1977), S. 226-252; Ders., Zwang Zur Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: Zeitschrift der Historische Forschung 10-3 (1983), S. 257-277.
- 10 A. Landwehr, Policey vor Ort. Die Implementation von Policeyordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit, in: K. Härter (Hg.), Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft, Frankfurt a. M. 2000, S. 47-70; J. Schlumbohm, Gesetze, die nicht durchgesetzt werden. Ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates? in: Geschichte und Gesellschaft 23 (1997), S. 647-663. 現在の日本における研究の例

としては池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰：ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大学出版会、2010年；齋藤敬之「近世都市の刑事裁判における「請願」を通じた戦略的関与：ライプツィヒにおける暴力事件を例に」『西洋史論叢』38、2016年、79～93頁。

- 11 アンダーソン、前掲書 64 頁。
- 12 同書第 4 章、特に 58-65 頁。
- 13 同書、63 頁。
- 14 増澤知子「(公開シンポジウム：歴史のなかの大学と宗教研究) 教会・国家・大学：西洋における相互関係の歴史的変遷」『宗教研究』91 別冊(2018)、14、16 頁。
- 15 Meuthen, a. a. O.
- 16 以下の議論については F. ルドルフ著、阿部美哉・阿部温子訳『アメリカ大学史』玉川大学出版部、2003 年。
- 17 但し、法学・神学等の為の専門 Faculté が存在しており、これらは中等教育以上の意味を有している。
- 18 中・近世ドイツに於いて学位取得まで至る一般的な流れについては別府昭郎『ドイツにおける大学教授の誕生』創文社、1998 年、24~38 頁。
- 19 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』評論社、1979 年、118~119 頁。
- 20 有賀質問 1 に対する回答も参照のこと。
- 21 事実、所謂フンボルトモデルが観念として形を取った時期は 19 世紀末であると Paletschek たちは指摘している。S. Paletschek, Verbreitete sich ein ‚Humboldt’sche Modell‘ an den deutschen Universitäten im 19. Jahrhundert?, in: R. C. Schwinges (Hg.), Humboldt International. Der Export des deutschen Universitätsmodell im 19. und 20. Jahrhundert, Basel 2001, S. 75-104. 日本語でこれについて論じた文献として、潮木守一「フンボルト理念とは神話だったのか：パレチェック仮説との対話」『大学論集 (広島大)』38 (2006)、171-187 頁。
- 22 例えば学位授与権を以て大学を観念したとき、高等専門学校や短大、文部科学省以外所轄の大学校や外国の幾つかの研究所など、判定が困難なものがある。
- 23 アンダーソン、前掲書第 10 章、特に 177-179 頁。
- 24 例えば中世に創立されたケルン大学は 18 世紀末にフランス革命の余波を受け閉鎖されるまで、市立であった。
- 25 なお、国家はこのリストを無視することが可能であり、実際に無視していたが、教授資格を持たない者を国家が任命することは不可能であった。アンダーソン、前掲書 65-66 頁。
- 26 H. Keussen, die alte Universität Köln. Grundzüge ihrer Verfassung und Geschichte, Köln 1934, S. 103ff.
- 27 E. M. Kloosterhuis, Erasmusjünger als politische Reformer. Humanismusideal und Herrschaftspraxis am Nieder-rhein im 16. Jahrhundert, Köln 2006, S. 147.
- 28 ルドルフ、前掲書。

更なる問題提起

歴史学的な問として：

大学と領域の関係は時代と地域によって異なっており、一様には説明できない。自明の結論ではあるが、ここから得られる知見もある。つまり、大学に於ける universal な性格と territorial / national な性格の関係を考える為には、先に考えなければならない中間項や観念が存在する。ここではその中で特に重要である幾つかを挙げて、議論の導入としたい。

Q.1 大学の自意識：「大学は何によって立つと語るのか」

領域的な枠組との関係は、大学が自らをどのような存在であると認識しているか、という問に拠る。即ち、教会や自由な学問など普遍的な概念に自らを立脚させて観念するか、或いは領邦や国民国家といった特定の社会と関係するものとして自らを規定するか。勿論、殆どの実際の大学はこの二つを兼ね備えるものであるが、彼らがどのように考えているか、は重要な問題である。

また、この問は起源や連続性といった更なる問をもたらすだろう。

Q.2 学問の境界：「どこまでが内側か、内側たる「資格」は何か」

自意識にも密接に関わる問題であるが、学識者はどこまでを「身内」と捉えているだろうか。そしてその要件は何か。「共和国」のように領域や所属、宗派を問わない場合もあれば、他方プラハ大学の国民団の対立のように領域を強く意識する場合もある。或いは逆に学問のネットワークである大学・学界がこの境界として意味を持たない場合もあるだろう。

Q.3 学内・外の緊張：「社会と大学、社会の中の大学」

万人が内側と看做されない限り、外側は存在する。その時、外とされた集団と内側の関係は如何なるものであり、その集団は領域そして学知をどのような価値として捉えているか。大学が社会の中にある以上、内外の緊張は何らかの形で存在し、往々にしてここに universal と territorial / national の緊張が表出する。

アクチュアルな問として：

上に掲げた問題は、決して歴史的な性格のみを帯びるものではない。寧ろ学内・外の緊張、universal と national の緊張が先鋭化している今日に於いては、極めてアクチュアルな問としても考えられるべきだろう。特に、今回は扱いきれなかったものの、科学技術が現代の社会・現代の学問に於いて占めている比重、所謂理工系の学問のディシプリンが我々人文系の学問に与えつつある影響を考えることは重要である。幾つか、これに関わる今日的な問題を提起しておこう。

Q.4 学問の多様化：「大学は一つの集団か、何故一つなのか」

今日、学問は圧倒的な多様化を経験している。神・法・医と学芸の四学部しかなかった時代や、科学技術を正規な学部として大学に組み込むか議論のあった時代とは、明らかに異なる状況にある。しかしこれに伴い、それぞれの領野毎に学外との関わり方、universal / national 理念との関わり方も異なってきている。少なくとも理工系と人文系は社会との関係に於いて相当程度の違いがある。ここから一つの問が生まれる。今や、我々は何を以て大学という一つの集団を名乗るのか。そもそも一つの集団を名乗り得るのか。そしてもし名乗り得るならば、一つの集団として何を語り得るのか。

Q.5 学問の規格化：「成果のオープン化かディシプリンの浸潤か」

学問が専門化・多様化するということは、異なる領野からの判断のハードルを高くすることにつながる。一方、実際上の問題として専門家のポストは有限である。こうして、例えばドイツ地域研究の講座をめぐる、フライブルクに於ける環境政策の専門家と 16 世紀ライン地方に於ける魔女裁判の専門家が争うことになる。しかし、どちらの研究者がより優れていると判断するのか？目下、導入されつつある解決策の一つは、理工系の評価方法から着想を得た業績の点数化である。これは適切なことだろうか。Q.4 とは逆に、universal / national な性格はその業績の評価に関して規格化され得るだろうか。